

独立行政法人海技教育機構職員給与規程

平成28年4月1日
海技教育機構規程第41号

最終改正 令和7年3月26日海技教育機構規程第24号

目次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 俸給（第10条－第17条）
- 第3章 諸手当（第18条－第46条）
- 第4章 給与の特例（第47条－第53条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人海技教育機構の陸上職員（独立行政法人海技教育機構陸上就業規則（平成28年規程第23号。以下「陸上就業規則」という。）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）及び船員（独立行政法人海技教育機構海上就業規則（平成28年規程第33号。以下「海上就業規則」という。）第3条に規定する船員をいう。以下同じ。）（以下陸上職員と船員を合わせて「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、次のとおりとする。

- (1) 俸給
- (2) 俸給の調整額
- (3) 管理職手当・船員役職手当
- (4) 初任給調整手当
- (5) 扶養手当
- (6) 地域手当
- (7) 広域異動手当
- (8) 住居手当
- (9) 通勤手当
- (10) 単身赴任手当
- (11) 高所作業手当
- (12) 実習授業手当
- (13) 削除
- (14) 超過勤務手当
- (15) 休日給
- (16) 夜勤手当

- (17) 宿日直手当
 - (18) 管理職員特別勤務手当
 - (19) 削除
 - (20) 食料金
 - (21) 期末手当
 - (22) 勤勉手当
 - (23) 寒冷地手当
- (給与の支払)

第3条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令に控除に係る別段の定めがある場合又は労働協約により控除が定められている場合には、職員の給与からその職員が払うべき金額を控除して支払うことができる。

- 2 前項について、職員から申し出があった場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座への振込により給与を支払うことができる。
- (給与の支給日)

第4条 俸給、俸給の調整額、管理職手当・船員役職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額を毎月16日(以下この項において、毎月16日を「支給定日」という。)に、高所作業手当、実習授業手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び食料金は、その月の分を翌月16日に支給する。ただし、支給定日が次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる日に支給する。

- (1) 16日が日曜日に当たるときは、17日(17日が休日に当たるときは、18日)
 - (2) 16日が土曜日に当たるときは、15日
 - (3) 16日が休日に当たるときは、17日
- 2 通勤手当は、第25条に規定する支給単位期間に係る最初の月の第1項に規定する給与の支給日に支給する。
- 3 寒冷地手当は毎年11月から翌年の3月までの第1項に規定する給与の支給日に支給する。
- 4 期末手当及び勤勉手当は第41条及び第44条の規定により支給する。
- (日割計算等)

第5条 新たに職員となった者には、その採用の日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた職員には、その発令日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が陸上就業規則陸上就業規則第35条若しくは海上就業規則第49条の規定により育児休業若しくは介護休業を取得し、陸上就業規則第51条若しくは海上就業規則第69条の規定により休職にされ、陸上就業規則第65条若しくは海上就業規則第83条の規定により派遣され、陸上就業規則第70条若しくは海上就業規則第88条の規定により出勤停止にされ又は独立行

政法人海技教育機構職員の自己啓発等休業に関する規程（平成20年規程第5号。以下「自己啓発等休業規程」という。）第4条の規定により自己啓発等休業を承認された職員には、その前日まで俸給を支給し、これらの期間の終了により復職等をした職員には、その日から俸給を支給する。

- 3 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により俸給を支給する場合であつて、月（以下「給与期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その給与期間の現日数から陸上就業規則第20条及び第22条又は海上就業規則第33条及び第35条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算（以下「日割計算」という。）する。
- 6 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当・船員役職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当の支給について準用する。

（非常時払）

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があつたときは、第4条の規定にかかわらず既往の勤務に対する給与を日割計算により支給する。

- (1) 職員の収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害をうけた場合
- (2) 職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- (3) 職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合

（勤務1時間当たりの給与額）

第7条 第30条から第34条まで、第39条及び第47条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額（俸給及び俸給の調整額の合計額をいう。以下同じ。）並びにこれに対する地域手当、広域異動手当並びに初任給調整手当及び寒冷地手当の月額の合計額を1箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 陸上職員における前項の1箇月当たりの平均所定労働時間数は、1年間（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）における陸上就業規則第20条に規定する休日以外の日数に、同規則第17条に規定する1日の勤務時間を乗じ、その値を12で除して得た額とする。
- 3 船員における第1項の1箇月当たりの平均所定労働時間数は、1年間（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）における海上就業規則第33条に規定する休日以外の日数に、同規則第29条に規定する1日の勤務時間を乗じ、その値を12で除して得た額とする。

（端数の取り扱い）

第8条 第47条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第30条から第3

4条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算出する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

- 2 第30条から第34条までの規定による超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額の支給の基礎となる勤務時間数及び第47条の規定により減額対象となる時間数は、一の給与期間の全時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額の支給の基礎となる勤務時間数に1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとし、減額対象となる時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

（端数の処理）

第9条 給与の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、その給与の種類ごとにこれを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

（俸給）

第10条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

- 2 俸給は月額として、その額は次条の俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

（俸給表の種類及び適用範囲）

第11条 俸給表の種類及び適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職俸給表（別表第1）は、次号から第7号の俸給表を受けないすべての者に適用する。
- (2) 技能職俸給表（別表第2）は、車庫長、自動車運転士及び調理師に適用する。
- (3) 海技職俸給表（一）（別表第3）は、練習船に乗り組む船長、機関長、専任教官、航海士、機関士、通信長、通信士、事務長、事務員その他これらと同等の職務に従事する者に適用する。
- (4) 海技職俸給表（二）（別表第4）は、練習船に乗り組む甲板長、甲板次長、船匠、操舵手、甲板員、操機長、操機次長、操機手、機関員、司厨長、司厨次長、司厨手、司厨員、看護長その他これらと同等の職務に従事する者に適用する。
- (5) 教育職俸給表（一）（別表第5）は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。ただし、海技職俸給表（一）、海技職俸給表（二）及び教育職俸給表（二）の適用を受ける者を除く。

(6) 教育職俸給表（二）（別表第6）は、海上技術学校、海上技術短期大学校に勤務する校長、教頭、教諭、助教諭に適用する。

(7) 医療職俸給表（別表第7）は、練習船に乗り組む船医に適用する。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、独立行政法人海技教育機構職員の級別標準職務細則（平成28年機構細則第15号）で定めるものとする。

（級の決定）

第12条 職員の職務の級は、その職務に応じ、前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で理事長が決定するものとする。

（号俸の決定）

第13条 新たに職員となった者の号俸は、別に定めるところにより、決定するものとする。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号俸は、別に定めるところにより、決定するものとする。

（昇格）

第14条 職員を昇格させる場合には、別に定めるところにより、その職務に応じ、その者の属する職務の級を上位の職務の級に決定するものとする。

（降格・降号）

第15条 職員の降格をさせる場合には、その職員の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 職員を降格させた場合におけるその職員の俸給月額は、別に定めるところにより決定するものとする。

3 職員を降号させる場合には、別に定めるところにより、その職員の号俸を同一の級の下位の号俸に決定するものとする。

（昇給）

第16条 職員の昇給は、別に定める場合を除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）に、同日前の9月30日（以下「評価終了日」という。）以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に当該職員が陸上就業規則第69条又は海上就業規則第87条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして、別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員（第4条に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（海技職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の職員にあっては3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

4 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳(技能職俸給表及び医療職俸給表の適用を受ける職員にあっては57歳)を超える職員

(2) 事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上、教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上及び医療職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上の職員

5 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給について必要な事項は、別に定める。

(継続雇用職員の俸給月額)

第17条 陸上就業規則第61条若しくは海上就業規則第79条の規定により採用された職員(以下「継続雇用職員」という。)の俸給月額は、その者に適用される俸給表の継続雇用職員欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 前項の規定に定める継続雇用職員のうち、短時間勤務の職に採用された職員(以下「継続雇用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、この規定による俸給月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を陸上就業規則第17条第1項若しくは海上就業規則第29条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3章 諸手当

(俸給の調整額)

第18条 俸給の調整額は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないときは、その特殊性に基づき、次項に定める表の職員欄に掲げる職員に対して支給する。

2 俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じ次項に定める調整基本額(その額が俸給月額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る次の表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

職員	調整数
練習船(日本丸、海王丸、大成丸、銀河丸又は青雲丸に限る。以下同じ。)に乗り組む船医	6

練習船に乗り組み、実習生を直接教育する教員である船長、機関長、専任教官、航海士、機関士、通信長、通信士、職長、次長、船匠その他これらに準ずるものとして理事長が認める職務に従事するもの	2
練習船に乗り組む船員で海技職俸給表（二）の適用を受けるもの	2
練習船（長期の航海を常態とし、かつ、年間の航行日数が特に多い船舶に限る。）に乗り組む船員のうち海技職俸給表（一）又は海技職俸給表（二）の適用を受ける船員	1

3 前項に規定する調整基本額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じ、次の表の調整基本額欄に定める額とする。

(1) 海技職俸給表（一）

職務の級	調整基本額
1 級	7, 0 0 0 円
2 級	8, 6 0 0 円
3 級	1 0, 6 0 0 円
4 級	1 2, 2 0 0 円
5 級	1 2, 8 0 0 円
6 級	1 4, 1 0 0 円
7 級	1 5, 2 0 0 円

(2) 海技職俸給表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	6, 2 0 0 円
2 級	7, 8 0 0 円
3 級	9, 2 0 0 円
4 級	9, 5 0 0 円
5 級	9, 9 0 0 円
6 級	1 0, 8 0 0 円

(3) 医療職俸給表

職務の級	調整基本額
1 級	1 0, 8 0 0 円
2 級	1 3, 1 0 0 円
3 級	1 4, 5 0 0 円
4 級	1 5, 6 0 0 円
5 級	1 6, 9 0 0 円

4 第2項の規定により算出した俸給の調整額が俸給月額 $\frac{100}{100}$ 分の25を超えるときは、俸給月額 $\frac{100}{100}$ 分の25に相当する額とする。

5 船員法（昭和22年法律第100号）第78条第1項に基づいて、海上就

業規則第3条に規定する予備船員が海上就業規則第41条の有給休暇（病気休暇および特別休暇を除く。以下「有給休暇」という。）を受ける場合は、その有給休暇の日数に応じ、当該有給休暇を受ける日にその者に適用されている俸給表及び職務の級に応じて、第3項に定める調整基本額にその者が予備船員となる直前に適用されていた第2項の調整数を乗じて得た額を支給する。
（管理職手当・船員役職手当）

第19条 管理職手当は、別表第8に掲げる役職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）に対して、同表に掲げる額を支給する。

2 船員役職手当は、別表第8の2に掲げる役職を占める職員に対して、同表に掲げる額を支給する。

3 前2項に規定する職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。）は、その月の管理職手当・船員役職手当は支給しない。

（初任給調整手当）

第20条 医療職俸給表の適用を受ける職に新たに採用された職員には、月額185,500円を超えない範囲の額を採用の日から35年の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の初任給調整手当の月額は、別に定める額とする。

（扶養手当）

第21条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3,500円）とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。
- 6 扶養手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第5項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 8 第5条第2項の規定は扶養手当の支給について準用するものとし、日割計算により支給する。

(地域手当)

第22条 地域手当は、次項に定める地域に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給の月額、管理職手当・船員役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合(以下この条において「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。
 - (1) 東京都特別区、神奈川県横浜市及び練習船 100分の16
 - (2) 兵庫県芦屋市 100分の12
 - (3) 兵庫県神戸市、静岡県静岡市 100分の8
 - (4) 千葉県館山市 100分の4
- 3 前項で定める地域に在勤する職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合(当該職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等

後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。）次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める支給割合を乗じて得た地域手当を支給する。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

- 4 国家公務員、地方公務員、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。）第9条の2各号に掲げる法人に使用される者、若しくは国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人に使用される者並びに理事長がこれらに準ずると認められた者（以下「国家公務員等」という。）であった者が、人事交流等により引き続き職員となった場合において、採用の事情、当該採用の前日における勤務地等を考慮して必要があると認められるときは、当該職員には一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。）等の規定に準じて、地域手当を支給する。

（広域異動手当）

- 第23条 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給の月額、管理職手当・船員役職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支

給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 国家公務員等から引き続き職員となった場合において、任用等の事情、当該採用の前日における勤務地等を考慮して必要と認められるとき又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員には、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

（住居手当）

第24条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払ってこれに居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

- イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 6 第21条8項の規定は、住居手当の支給について準用する。
- (通勤手当)

第25条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で、別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。以下同じ。）につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（継続雇用短期時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使

用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 新幹線鉄道等の利用にかかる特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員（任用の事情等を考慮して必要であると認められる職員に限る。）の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤手当を受けている職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
- 7 通勤手当の支給は、職員に新たに第1条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わ

る。ただし、通勤手当の支給の開始については、第5項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 8 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 9 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 10 第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間又は通勤手当の区分に応じ別に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給しない。

（単身赴任手当）

第26条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、次の各号に掲げるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して次項に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して次項に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）（以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（これに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

2 前項の次項に定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 別に定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- (2) 別に定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

- 3 単身赴任手当の月額は、30,000円（最も経済的かつ合理的と認める通常の交通の経路及び方法により算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次項に定める額を加算した額）とする。
- 4 第3項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 100km以上300km未満 | 8,000円 |
| (2) 300km以上500km未満 | 16,000円 |
| (3) 500km以上700km未満 | 24,000円 |
| (4) 700km以上900km未満 | 32,000円 |
| (5) 900km以上1,100km未満 | 40,000円 |
| (6) 1,100km以上1,300km未満 | 46,000円 |
| (7) 1,300km以上1,500km未満 | 52,000円 |
| (8) 1,500km以上2,000km未満 | 58,000円 |
| (9) 2,000km以上2,500km未満 | 64,000円 |
| (10) 2,500km以上 | 70,000円 |
- 5 新たに職員となり、これに伴い、住居を移転し、第1項各号に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して第2項に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前4項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 6 新たに第1項又は第5項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 7 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項又は第5項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項又は第5項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第6項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出をした日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単

身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

9 第21条8項の規定は、単身赴任手当の支給について準用する。

10 練習船の勤務者に対しては、単身赴任手当は支給しない。

(高所作業手当)

第27条 高所作業手当は、帆船である練習船に乗り組む職員が当該練習船のマスト、ヤードその他水面上15メートル以上の箇所では操帆作業に従事したときに支給する。

2 高所作業手当の額は、前項の規定による作業に従事した日1日につき370円(当該作業が水面上30メートル以上の箇所で行われたときは、520円)とする。ただし、作業に従事した時間が1日について3時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、それぞれその額に100分の60を乗じて得た額とする。

(実習授業手当)

第28条 実習授業手当は、船舶に関する科目の実習授業(実習を伴う授業を含む。以下この項において「実習授業等」という。)を担当する教諭、講師又は助教諭で次に掲げる者以外のものが実習授業等に従事したときに支給する。

(1) 実習授業等の担当時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者

(2) 実習授業等の担当時間数と実習時間等に附随する勤務の時間数との合計時間数がその者の勤務時間数の2分の1に満たない者

(3) 管理監督職員

2 前項の手当の額は、授業に従事した時間1時間につき320円とする。

第29条 削除

(陸上職員の超過勤務手当)

第30条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた陸上職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第32条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 時間外及び休日労働を命じた時間が、1箇月について60時間を超える場合は、前項及び第32条の規定にかかわらず、60時間を超える時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

3 継続雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において、正

規の勤務時間を超過した勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

(船員の超過勤務手当)

第31条 正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられた船員には、正規の勤務時間を超過して勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超過した次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第33条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の130

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の140

2 時間外及び休日労働を命じた時間が、1箇月について60時間を超える場合は、前項及び第33条の規定にかかわらず、60時間を超える時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の155(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、これに100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

(陸上職員の休日給)

第32条 陸上就業規則第20条に規定する休日(陸上就業規則第22条の規定により振替休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した陸上職員にあっては、当該休日に代わる振替休日)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた陸上職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 休日に勤務した場合にあって、振替休日を与えたときは、前項の規定にかかわらず、休日給は支給しない。ただし、その振替休日が、陸上就業規則第22条第2項の規定により指定された場合には、当該休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を休日給として支給する。

(船員の休日給)

第33条 海上就業規則第33条に規定する休日(海上就業規則第35条の規定により振替休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した船員にあっては、当該休日に代わる振替休日)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた船員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たり

の給与額に100分の140を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 2 海上就業規則第33条に規定する休日に勤務した場合にあって、振替休日を与えたときは、前項の規定にかかわらず、休日給は支給しない。ただし、その振替休日が、海上就業規則第35条第3項の規定により指定された場合には、当該休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の40を乗じて得た額を休日給として支給する。

(夜勤手当)

- 第34条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

- 2 管理監督職員又は海技職俸給表(一)の適用を受ける船長及び機関長が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

- 第35条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき次に掲げる額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 教育職俸給表(一)又は教育職俸給表(二)の適用を受ける職員が行う本来の勤務に従事しないで行う庁舎設備等の保全、寮生の健康管理等を目的とする宿日直勤務 7, 400円

- (2) 前号以外の俸給表の適用を受ける職員が行う本来の勤務に従事しないで行う庁舎設備等の保全、文書等の受付、寮生の健康管理の補助等を目的とする宿日直勤務(海技大学校又は清水海上技術短期大学校に勤務する職員を除く) 6, 600円

- (3) 第1号以外の俸給表の適用を受ける職員が行う本来の勤務に従事しないで行う庁舎設備等の保全、文書等の受付、寮生の健康管理の補助等を目的とする宿日直勤務(清水海上技術短期大学校及び海技大学校に勤務する者に限る) 7, 400円

- 2 前項の勤務は第30条から第34条までに規定する勤務には含まれないものとする。

- 3 陸上就業規則第18条第2項の規程により、勤務時間が午前8時25分から午前12時20分までと定められている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務の額は、第1項の規定にかかわらず同項各号に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第36条 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により陸上就業規則第20条及び第22条の規定に基づく休日に勤務した場合は、

当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、別表第9に掲げる区分に応じてそれぞれ定める額とする。ただし、同勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

第37条 削除

(船員の食料金)

- 第38条 船員法第78条第1項に基づいて、予備船員が有給休暇を受ける場合は、当該有給休暇の日数に応じ独立行政法人海技教育機構船員等職務旅費支給規程(平成28年規程第44号)別表第2に規定する船員食卓料を食料金として支給する。

(船員の補償休日の報酬)

- 第39条 船員法第63条に基づいて、海上就業規則第36条第1項に規定する補償休日を与えるべき船員が、当該補償休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与えるべき補償休日の日数に応じ、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に8を乗じて得た額に100分の140を乗じて得た額を支給する。

(船員の有給休暇中の報酬)

- 第40条 船員法第78条第2項に基づいて、有給休暇を請求することができる船員が有給休暇を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与える有給休暇の日数に応じ別に定める給料、手当及び食費を支給する。

(期末手当)

- 第41条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第43条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の次項において定める日(以下この条から第43条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡(以下「退職等」という。)した職員についても、同様とする。

- 2 期末手当の支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときはその前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときはその前日とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(管理職手当・船員役職手当に係る区分が1種又は2種の職務にある職員のうち次の各号に掲げる職員(以下この規定において「特定管理職員」という。)にあつては100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在

職期間の区分に応じ次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 事務職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級以上の職員
- (2) 海技職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が6級以上の職員

在 職 期 間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

- 4 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 継続雇用職員に対する第3項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。
- 6 第3項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。この場合において、有給休暇を受けている予備船員にあっては、基準日に適用されている俸給表及び職務の級に応じて、第18条第3項に定める調整基本額にその者が予備船員となる直前に適用されていた第18条第2項の調整数を乗じて得た額を俸給の月額に算入する。
- 7 次の表1に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当の月額及び広域異動手当の月額の合計額に次の表1に定める加算割合を乗じて得た額（次の表2の職員欄に掲げる管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に次の表2に定める管理職加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

表 1

俸 給 表	級	加 算 割 合
事務職俸給表	1 0 級・9 級・8 級	1 0 0 分の 2 0
	7 級・6 級	1 0 0 分の 1 5
	5 級・4 級	1 0 0 分の 1 0
	3 級	1 0 0 分の 5
技能職俸給表	4 級・3 級（別に定める職員に限る）	1 0 0 分の 5
海技職俸給表（一）	7 級	1 0 0 分の 2 0
	6 級	1 0 0 分の 1 5
	5 級・4 級	1 0 0 分の 1 0
	3 級	1 0 0 分の 5
海技職俸給表（二）	6 級	1 0 0 分の 1 0

	5 級・4 級	1 0 0 分の 5
教育職俸給表（一）	5 級	1 0 0 分の 2 0
	4 級	1 0 0 分の 1 5 (別に定める職員にあっては 1 0 0 分の 2 0)
	3 級・2 級	1 0 0 分の 1 0 (別に定める職員にあっては 1 0 0 分の 1 5)
	1 級（基準日現在の経験年数が 5 年（修士課程修了）以上の職員に限る。）	1 0 0 分の 5
教育職俸給表（二）	4 級	1 0 0 分の 1 5
	3 級	1 0 0 分の 1 0
	2 級（別に定める職員に限る）	1 0 0 分の 5 若しくは 1 0 0 分の 1 0
医療職俸給表	2 級	1 0 0 分の 1 0
	1 級（基準日現在の経験年数が 5 年（大学 6 卒）以上の職員に限る。）	1 0 0 分の 5

表 2

俸 給 表	職 員	管理職加算割合
事務職俸給表	管理職手当が 1 種で職務の級が 7 級以上の職員	1 0 0 分の 2 5
	管理職手当が 2 種で職務の級が 7 級以上の職員	1 0 0 分の 1 5
海技職俸給表（一）	船員役職手当が 1 種で職務の級が 6 級以上の職員	1 0 0 分の 2 5
	船員役職手当が 2 種で職務の級が 6 級以上の職員	1 0 0 分の 1 5
教育職俸給表（一）	本部の部長（担当部長を除く。）	1 0 0 分の 1 0
教育職俸給表（二）	本部の部長（担当部長を除く。）	1 0 0 分の 1 0

8 第 3 項の期末手当基礎額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

9 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる職員には、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在籍する職員のうち、次に掲げる職員

- ア 無給休職職員（陸上就業規則第51条若しくは海上就業規則第69条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- イ 刑事休職職員（陸上就業規則第51条第4項若しくは海上就業規則第69条第4項の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- ウ 無給派遣職員（陸上就業規則第65条若しくは海上就業規則第83条の規定により派遣されている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- エ 出勤停止職員（陸上就業規則第70条若しくは海上就業規則第88条の規定により出勤停止にされている職員をいう。）
- オ 育児休業職員（陸上就業規則第35条若しくは海上就業規則第49条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月に勤務した期間がある職員以外の職員をいう。）
- カ 介護休業職員（陸上就業規則第35条若しくは海上就業規則第49条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月に勤務した期間がある職員以外の職員をいう。）
- キ 自己啓発等休業職員

(2) 基準日前1箇月以内に離職した職員のうち、次に掲げる職員

- ア 離職した日において、前号のいずれかに該当する職員であった者
- イ 離職に引き続き国家公務員等となった職員（当該機関が海技教育機構の在職期間を通算することとしている場合に限る。ただし、当該職員が退職手当の支給を受けている場合を除く。）

（期末手当の不支給）

第42条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に陸上就業規則第70条又は海上就業規則第88条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

（期末手当の一時差止処分）

第43条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、海技教育機構の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合について、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものでない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

- 第44条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の次項において定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に依じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときはその前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときはその

前日とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合に、その者の勤務成績に応じ別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えないものとする。

(1) 第1項の職員のうち継続雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち継続雇用職員 当該継続雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日未満2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

4 前項に規定する勤務期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

5 第3項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。この場合において、有給休暇を受けている予備船員については、第41条第6項後段の規定を準用する。

6 第41条第7項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合

において、同条第7項中「前項」とあるのは、「第44条第5項」と読み替えるものとする。

7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第42条中「前条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第44条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同条第2項に規定する支給日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

8 第3項の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

9 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職員には、勤勉手当を支給しない。

(1) 基準日に在籍する職員のうち、次に掲げる職員

ア 休職職員（第49条第1項により勤勉手当を受給される場合を除く。）

イ 派遣職員（陸上就業規則第65条若しくは海上就業規則第83条の規定により派遣されている職員をいう。）

ウ 出勤停止職員（陸上就業規則第70条若しくは海上就業規則第88条の規定により出勤停止にされている職員をいう。）

エ 育児休業職員（陸上就業規則第35条若しくは海上就業規則第49条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月に勤務した期間がある職員以外の職員をいう。）

オ 介護休業職員（陸上就業規則第35条若しくは海上就業規則第49条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月に勤務した期間がある職員以外の職員をいう。）

カ 自己啓発等休業職員

(2) 基準日前1箇月以内に離職をした職員のうち、次に掲げる職員

ア 離職をした日において、前号のいずれかに該当する職員であった者

イ 離職に引き続き国家公務員等となった者（当該機関が海技教育機構の在職期間を通算することとしている場合に限る。ただし、当該職員が退職手当の支給を受けている場合を除く。）

(寒冷地手当)

第45条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日を基準日とし、その日において小樽市に在勤する職員について支給する。

2 前項の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
26,000円	14,500円	9,800円
備考1 「世帯主である職員」とは、主としてその収入によつ		

て世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

(1) 扶養親族（規程第21条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者

(2) 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

2 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて国家公務員の寒冷地手当に関する法律（平成24年法律第200号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあっては、全ての当該住居）と、寒冷地手当法別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち、最も短いものが60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第46条 第30条から第33条までの規定は、管理監督職員には適用しない。

2 第20条、第21条、第22条第3項第4項及び第45条の規定は、継続雇用職員には適用しない。

第4章 給与の特例

（給与の減額）

第47条 職員が勤務しないときは、陸上就業規則第20条若しくは海上就業規則第33条に規定する休日（陸上就業規則第22条又は海上就業規則第35条の規定により休日の振替を指定された職員にあっては、当該休日に代わる振替休日。）である場合、陸上就業規則第28条又は海上就業規則第41条に規定する有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（俸給の半減）

第48条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この条において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（陸上就業規則第80条第1項及び第81条第2項又は海上就業規則第104条第1項及び第105条第2項に規定する就業禁止の措置に限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の月額及び寒冷地手当の半額を減ずる。

2 俸給の月額の半額が減ぜられた場合における地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる俸給の月額は、当該半減後の額とする。

（休職者の給与）

- 第49条 職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、陸上就業規則第51条第1号若しくは海上就業規則第69条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条若しくは第22条の2による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり陸上就業規則第51条第2号若しくは第3号又は海上就業規則第69条第2号若しくは第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給の月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が前2項以外の心身の故障により陸上就業規則第51条第2号若しくは第3号又は海上就業規則第69条第2号若しくは第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給の月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 4 職員が陸上就業規則第51条第4号又は海上就業規則第69条第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給の月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 5 職員が陸上就業規則第51条第5号、第6号、第8号、第9号若しくは第10号又は海上就業規則第69条第5号、第6号、第8号、第9号若しくは第10号に掲げる事由の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給の月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、陸上就業規則第51条第5号又は海上就業規則第69条第5号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷を受けたと認められるときは、その休職の期間中、これに俸給の月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
 - 6 前項ただし書に規定する場合において、船員である職員に対して船員保険法（昭和14年法律第73号）第93条による行方不明補償が行われるときは、その補償の行われている期間、期末手当以外の給与は支給しない。
 - 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第41条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
 - 8 前項の規定を受ける職員の期末手当の支給については、第42条及び第43条の規定を準用する。この場合において、第42条中「前条第1項」とあ

るのは、「第49条第7項」と読み替えるものとする。

9 第2項から第5項までの規定による俸給の月額、地域手当、広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

10 休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(派遣職員の給与)

第50条 職員が陸上就業規則第65条若しくは海上就業規則第83条の規定により派遣される場合の給与は、その派遣期間中、俸給の月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(給与簿)

第51条 理事長は、職員ごとに給与簿を作成し、給与は給与簿に基づいて支払うものとする。

2 前項の規定による給与簿は、勤務時間報告書、職員別給与簿及び基準給与簿からなるものとする。

(非常勤職員の給与)

第52条 常勤を要しない職員(継続雇用短時間勤務職員を除く。)の給与に係る必要な事項は、別に定めるところによる。

(実施に関して必要な事項)

第53条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

第2条 独立行政法人海技教育機構職員給与規程(平成18年海技教育機構規程第29号。以下「旧機構規程」という。)は、廃止する。

(旧規程の適用を受けていた者の取り扱い)

第3条 旧機構規程又は独立行政法人航海訓練所職員給与規程(平成13年訓練所規程第8号。以下「旧訓練所規程」という。)の適用を受けていた者については、特に支給要件等に変更の無い限り、施行日の前日に受けていた俸給及び諸手当等を施行日において引き継ぐものとする。

附 則(平成28年海技教育機構規程第107号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年11月30日から施行する。

2 改正後の独立行政法人海技教育機構職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第21条、第44条第3項及び附則第6条第4項並びに附則3条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与(附則第4条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)は、改正後の給与規程の規定による給与(附則第4条の規定による俸給を含む。)の内払とみなす。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規程第21条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第21条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、6,500円(事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員(以下「事務8級職員等」にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、第5項中「扶養親族(事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務9級以上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)、(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)、(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、第6項中「扶養親族(事務9級以上職員等にあつ

ては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上職員等以外の職員から事務9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第21条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第21条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「事務8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以

上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上職員等以外の職員から事務9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の給与規程第21条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の給与規程第21条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「事務8級職員等」とあるのは「事務8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上職員等から事務9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」

とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上職員等以外の職員から事務9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務8級職員等が事務8級職員等及び事務9級以上職員等」とあるのは「事務8級以上職員等が事務8級以上職員等」と、同項第6号中「事務8級職員等及び事務9級以上職員等」とあるのは「事務8級以上職員等」と、「が事務8級職員等」とあるのは「が事務8級以上職員等」とする。

（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第4条 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する改正前の独立行政法人海技教育機構職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）第44条第3項の規定の適用については、同項1号中「100分の80」とあるのは「100分の90」と、「100分の100」とあるのは「100分の110」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の42.5」とする。

2 改正前の給与規程の附則第6条第4項の規定の適用については、平成28年12月については、同項中「100分の1.2」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.5」とあるのは「100分の1.65」、「100分の80」とあるのは「100分の90」と、「100分の100」とあるのは「100分の110」とする。

（附則第3条の規定が適用される間の読替え）

第5条 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間は、附則第3条中「給与規程第21条第5項」とあるのは、「平成28年海技教育機構規程第107号附則3条の規定により読み替えられた給与規程第21条第5項」とする。

附 則（平成29年海技教育機構規程第14号）

この規程は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成29年海技教育機構規程第18号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成29年12月26日から施行し、改正後の独立行政法人海技教育機構職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人海技教育機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（附則第

4条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)は、改正後の給与規程の規定による給与(附則第4条の規定による俸給を含む。)の内払とみなす。

附 則 (平成30年海技教育機構規程第30号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

第2条 (削除)

附 則 (平成30年海技教育機構規程第19号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成30年12月14日から施行し、改正後の独立行政法人海技教育機構職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、第41条第3項、同条第5項及び第44条第3項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成30年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第41条第3項、同条第5項及び第44条第3項の適用については、第41条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、同条第5項中「100分の72.5」とあるのは「100分の80」と、第44条第3項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人海技教育機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和元年海技教育機構規程第6号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和元年11月26日から施行する。ただし、第24条及び附則第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の独立行政法人海技教育機構職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第24条及び附則第4条の規定は、令和2年4月1日から、第44条第3項の規定は、令和元年12月1日からそれぞれ適用する。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第44条第3項の適用については、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人海技教育機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給

与規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第4条 改正後の給与規程第24条の規定の適用の日(以下この項において「一部適用日」という。)の前日において改正前の独立行政法人海技教育機構職員給与規程第24条により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部適用日以後においても引き続き当該住居手当にかかる住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める職員を除く。)に対しては、一部適用日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第24条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与規程第24条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与規程第24条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和元年海技教育機構規程第18号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年海技教育機構規程第14号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年11月30日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和2年12月に支給する期末手当に関する第41条第3項及び同条第5項の適用については、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則 (令和3年海技教育機構規程第14号)

この規程は、令和3年12月14日から施行する。

附 則 (令和4年海技教育機構規程第3号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和4年5月24日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の独立行政法人海技教育機構職員給与規程第41条第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日にお

ける次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 継続雇用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 特定管理職員 107.5分の15

(2) 継続雇用職員 72.5分の10

第3条 基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（令和4年海技教育機構規程第22号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和4年11月30日から施行する。

2 改正後の独立行政法人海技教育機構職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、第44条第3項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第44条第3項の適用については、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人海技教育機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和4年海技教育機構規程第37号）

この規程は、令和5年3月28日から施行する。

附 則（令和4年海技教育機構規程第38号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定（「教員特殊業務手当」を削除する部分に限る。）は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和5年海技教育機構規程第44号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年11月28日から施行する。

2 改正後の独立行政法人海技教育機構職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、第41条第3項、同上第5項及び第44条第3項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第2条 令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第41条第3項、同条第5項及び第44条第3項の適用については、第41条第3項中「1

00分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同条第5項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、第44条第3項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の48.75」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人海技教育機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和5年海技教育機構規程第53号)

この規程は、令和6年3月1日から適用する。

附 則 (令和6年海技教育機構規程第12号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和7年1月8日から施行する。

2 改正後の独立行政法人海技教育機構職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、第41条第3項、同条第5項及び第44条第3項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第41条第3項、同条第5項及び第44条第3項の適用については、第41条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同条第5項中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、第44条第3項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の51.25」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人海技教育機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和6年海技教育機構規程第24号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその

者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて別表イ～トに定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及びこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（扶養手当に関する経過措置）

第4条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する第21条の規定の適用については、以下のとおりとする。

ア 事務8級以上相当級職員以外の職員には、扶養親族たる配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）については3,000円

イ 扶養親族たる子については1人につき、11,500円

（地域手当に関する支給割合等の経過措置）

第5条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における措置

- (1) 兵庫県芦屋市 100分の14
- (2) 兵庫県神戸市 100分の11
- (3) 静岡県静岡市 100分の7
- (4) 千葉県館山市 100分の2

別記第1 事務職俸給表（第11条第1号関係）

職員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		俸給月額 円									
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				

継続
雇用
職員
以外
の職
員

別記第1 事務職俸給表（第11条第1号関係）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		俸給月額									
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
	86	256,000	297,100	346,000							
	87	256,300	297,400	346,400							
	88	256,600	297,700	346,800							
	89	256,900	298,000	347,000							
	90	257,200	298,300	347,400							
	91	257,500	298,600	347,800							
	92	257,800	299,000	348,200							
	93	258,100	299,200	348,400							
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
継 続 雇 用 職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

別記第2 技能職俸給表（第11条第2号関係）

職 区 分	職 務 の 級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
	43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
	44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
	45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
	46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
	47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
	48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
	49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
	50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
	51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
	52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
	53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
	54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
	55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
	56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
	57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
	58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
	59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
	60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
	61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
	62	240,200	259,100	287,600	313,800	
	63	240,500	259,500	288,200	314,400	
	64	240,700	259,800	288,800	315,000	
	65	240,900	260,100	289,300	315,600	

別記第2 技能職俸給表（第11条第2号関係）

職 員 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
継続 雇用 職員 以外 の職 員	66	241,200	260,400	289,800	316,000	
	67	241,500	260,700	290,300	316,500	
	68	241,700	260,900	290,800	317,000	
	69	241,900	261,100	291,300	317,300	
	70	242,200	261,400	291,800	317,800	
	71	242,500	261,700	292,200	318,300	
	72	242,700	261,900	292,600	318,700	
	73	242,900	262,100	293,000	318,900	
	74	243,200	262,400	293,400	319,200	
	75	243,500	262,700	293,800	319,400	
	76	243,700	262,900	294,200	319,700	
	77	243,900	263,100	294,600	320,000	
	78	244,200	263,400	295,000	320,300	
	79	244,500	263,700	295,400	320,600	
	80	244,700	263,900	295,900	320,800	
	81	244,900	264,100	296,200	321,000	
	82	245,200	264,400	296,700	321,300	
	83	245,400	264,700	297,200	321,600	
	84	245,700	264,900	297,700	321,800	
	85	245,900	265,100	298,000	322,000	
	86	246,100	265,300	298,500	322,300	
	87	246,400	265,600	299,000	322,600	
	88	246,700	265,900	299,300	322,900	
	89	246,900	266,100	299,700	323,100	
	90	247,200	266,300	300,200	323,400	
	91	247,500	266,600	300,700	323,700	
	92	247,700	266,800	301,200	323,900	
	93	247,900	267,100	301,500	324,100	
	94	248,200	267,400	301,900	324,400	
	95	248,500	267,700	302,400	324,700	
	96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100		
98	249,200	268,400	303,700			
99	249,500	268,600	304,000			
100	249,700	268,900	304,300			
101	249,900	269,100	304,600			
102	250,200	269,300	305,000			
103	250,500	269,600	305,300			
104	250,700	269,900	305,700			
105	250,900	270,100	306,000			
106		270,300	306,400			
107		270,600	306,800			
108		270,800	307,100			
109		271,100	307,300			
110		271,400	307,600			
111		271,700	307,900			
112		271,900	308,100			
113		272,100	308,300			
114		272,400	308,600			
115		272,600	308,900			
116		272,800	309,100			
117		273,100	309,300			
118		273,400	309,600			
119		273,700	309,900			
120		273,900	310,100			
121		274,100	310,300			
122		274,300	310,600			
123		274,600	310,900			
124		274,900	311,100			
125		275,100	311,300			
126		275,300	311,600			
127		275,600	311,900			
128		275,900	312,100			
129		276,100	312,300			
130		276,300				
131		276,600				

別記第2 技能職俸給表（第11条第2号関係）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別 号	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
継 続 雇 用 職 員		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

別記第3 海技職俸給表（一）（第11条第3号関係）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額 円						
	1	218,800	276,000	319,200	365,600	408,500	462,200	518,100
	2	222,000	277,800	320,300	367,300	410,600	464,000	519,200
	3	225,200	279,500	321,400	369,000	412,700	465,800	520,300
	4	228,400	281,200	322,400	370,700	414,800	467,600	521,300
	5	231,600	282,900	323,400	372,200	416,800	469,400	522,300
	6	234,700	284,400	324,800	373,900	418,200	471,100	523,100
	7	237,800	285,800	326,400	375,600	419,600	472,800	523,900
	8	240,800	287,300	328,000	377,200	421,000	474,400	524,700
	9	243,800	288,800	329,900	378,800	422,400	475,800	525,400
	10	246,700	290,300	331,500	380,300	423,700	477,000	526,000
	11	249,500	291,700	333,100	381,800	425,000	478,200	526,600
	12	252,300	293,100	334,700	383,300	426,200	479,200	527,200
	13	255,100	294,500	336,400	384,800	427,400	480,200	527,800
	14	258,000	295,900	338,000	386,200	428,600	481,200	
	15	260,800	297,300	339,600	387,500	429,800	482,200	
	16	263,400	298,700	341,200	388,800	430,900	483,200	
	17	266,000	300,100	342,700	390,300	431,900	483,500	
	18	267,400	301,500	343,500	391,900	433,000	484,400	
	19	268,800	302,800	344,300	393,500	434,100	485,300	
	20	270,200	304,100	345,100	395,100	435,200	486,200	
	21	271,600	305,400	345,900	396,700	436,200	487,100	
	22	272,800	306,200	346,700	398,200	437,100	488,000	
	23	274,000	307,000	347,500	399,600	438,000	488,900	
	24	275,100	307,700	348,300	401,000	438,900	489,800	
	25	276,200	308,400	349,100	402,400	439,800	490,600	
	26	276,800	309,100	349,900	403,700	440,700	491,300	
	27	277,300	309,800	350,700	404,900	441,600	492,000	
	28	277,800	310,500	351,500	406,100	442,400	492,600	
	29	278,300	311,200	352,200	407,300	442,800	493,100	
	30	278,700	311,800	353,000	408,400	443,400	493,700	
	31	279,100	312,400	353,800	409,400	444,000	494,300	
	32	279,500	313,000	354,500	410,400	444,600	494,900	
	33	279,900	313,600	355,200	410,900	445,100	495,200	
	34	280,300	314,200	355,900	411,800	445,400	495,700	
	35	280,700	314,800	356,600	412,700	445,900	496,200	
	36	281,000	315,300	357,300	413,600	446,300	496,700	
	37	281,300	315,800	358,000	414,500	446,600	497,200	
	38	281,600	316,300	358,700	415,400	447,200	497,800	
	39	281,900	316,800	359,300	416,300	447,800	498,100	
	40	282,200	317,200	360,000	417,200	448,400	498,700	
	41	282,500	317,600	360,800	418,000	449,000	499,200	
	42	282,800	318,000	361,600	418,900	449,700		
	43	283,100	318,400	362,300	419,800	450,300		
	44	283,400	318,800	363,000	420,500	450,900		
	45	283,700	319,200	363,700	420,700	451,200		
	46	284,000	319,600	364,500	421,100	451,900		
	47	284,300	320,000	365,300	421,500	452,600		
	48	284,600	320,400	366,100	421,800	453,300		
継 続 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	49	284,900	320,800	366,900	422,100	453,700		
	50	285,200	321,200	367,900	422,300	454,000		
	51	285,500	321,600	368,800	422,700	454,300		
	52	285,700	321,900	369,500	423,100	454,500		
	53	285,900	322,200	370,100	423,400	454,700		
	54	286,200	322,500	371,000	423,900	454,900		
	55	286,500	322,800	371,900	424,500	455,200		
	56	286,700	323,100	372,700	425,000	455,500		
	57	286,900	323,400	373,200	425,600	455,700		
	58	287,200	323,700	373,600	426,200	456,000		
	59	287,500	324,000	373,900	426,700	456,300		
	60	287,700	324,200	374,200	427,200	456,500		
	61	287,900	324,400	374,500	427,800	456,700		
	62	288,200	324,700	374,900	428,300			
	63	288,500	325,000	375,200	428,900			
	64	288,700	325,200	375,500	429,500			
	65	288,900	325,400	375,700	430,000			

別記第3 海技職俸給表（一）（第11条第3号関係）

職員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額						
	66	289,100	325,700	376,000	430,600			
	67	289,300	326,000	376,300	431,100			
	68	289,600	326,200	376,600	431,700			
	69	289,900	326,400	376,900	432,200			
	70			377,100	432,700			
	71			377,500	433,300			
	72			377,800	433,900			
	73			378,100	434,200			
	74			378,600	434,800			
	75			379,100	435,400			
	76			379,500	435,900			
	77			379,900	436,300			
	78			380,300	436,800			
	79			380,800	437,500			
	80			381,300	438,200			
	81			381,700	438,400			
	82			382,200				
	83			382,600				
	84			383,000				
	85			383,500				
	86			384,000				
	87			384,500				
	88			385,000				
	89			385,300				
	90			385,700				
	91			386,000				
	92			386,400				
	93			386,900				
	94			387,200				
	95			387,700				
	96			388,100				
	97			388,700				
	98			387,200				
	99			387,700				
	100			388,100				
	101			388,700				
継 続 雇 用 職 員		225,100	255,100	284,900	326,200	355,100	402,200	471,000

別記第4 海技職俸給表（二）（第11条第4号関係）

職 員 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	207,300	242,700	283,800	310,900	336,200	359,800
	2	209,000	245,700	284,800	312,700	337,000	360,900
	3	210,700	248,600	285,800	314,400	337,800	361,900
	4	212,300	251,500	286,700	315,500	338,500	362,400
	5	213,800	254,400	287,600	316,400	339,200	362,900
	6	216,500	256,400	288,500	317,400	339,700	363,800
	7	219,200	258,400	289,400	318,400	340,200	364,600
	8	221,800	260,300	290,300	319,400	340,700	365,300
	9	224,400	262,200	291,300	320,300	341,200	366,000
	10	226,600	263,700	292,500	321,300	341,700	366,900
	11	228,700	265,200	293,700	322,300	342,200	367,700
	12	230,800	266,600	294,800	323,300	342,600	368,400
	13	232,900	268,000	295,900	324,200	343,000	369,100
	14	234,700	269,000	297,100	324,800	343,400	370,000
	15	236,500	269,800	298,300	325,400	343,800	370,900
	16	238,100	270,500	299,400	325,900	344,200	371,800
	17	239,600	271,000	300,500	326,400	344,600	372,700
	18	241,200	271,600	301,500	326,900	344,900	373,600
	19	242,800	272,100	302,500	327,400	345,200	374,500
	20	244,300	272,600	303,600	327,900	345,500	375,300
	21	245,800	273,100	304,700	328,400	345,800	376,100
	22	247,100	273,900	305,800	328,800	346,100	377,000
	23	248,300	274,600	306,900	329,200	346,400	377,900
	24	249,500	275,300	307,900	329,600	346,700	378,700
	25	250,600	276,000	308,800	330,000	347,000	379,500
	26	251,700	276,700	309,600	330,300	347,300	380,200
	27	252,800	277,400	310,400	330,600	347,600	380,900
	28	253,800	278,100	311,200	330,900	347,800	381,600
	29	254,800	278,800	312,000	331,200	348,000	382,300
	30	255,700	279,700	312,800	331,500	348,300	383,000
	31	256,600	280,600	313,600	331,800	348,600	383,600
	32	257,400	281,100	314,400	332,100	348,800	384,200
	33	258,200	281,600	315,200	332,400	349,000	384,800
	34	259,000	282,100	316,000	332,700	349,300	385,400
	35	259,800	282,600	316,800	333,000	349,600	386,000
	36	260,500	283,100	317,500	333,300	349,800	386,600
	37	261,200	283,600	318,200	333,600	350,000	387,200
	38	261,900	284,100	319,000	333,900	350,300	388,000
	39	262,600	284,700	319,700	334,200	350,600	388,800
	40	263,200	285,300	320,400	334,400	350,800	389,600
	41	263,800	285,900	321,100	334,600	351,000	390,400
	42	264,400	286,400	321,800	334,900	351,300	391,300
	43	265,000	287,000	322,500	335,200	351,600	392,000
	44	265,600	287,600	323,100	335,400	351,800	392,700
	45	266,200	288,200	323,700	335,600	352,000	393,500
	46	266,800	288,800	324,200	335,900	352,300	394,200
	47	267,400	289,400	324,700	336,200	352,600	394,900
	48	268,000	290,000	325,100	336,400	352,800	395,600
	49	268,600	290,500	325,500	336,600	353,000	396,500
	50	269,200	291,100	325,800	336,900	353,300	397,300
	51	269,800	291,700	326,100	337,200	353,600	398,100
	52	270,400	292,300	326,400	337,400	353,800	398,800
継 続 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	53	270,900	292,800	326,700	337,600	354,000	399,300
	54	271,400	293,300	327,000	337,900	354,300	400,000
	55	271,900	293,800	327,300	338,200	354,600	400,600
	56	272,400	294,300	327,600	338,400	354,800	401,300
	57	272,900	294,800	327,900	338,600	355,000	401,900
	58	273,400	295,200	328,200	338,900	355,300	402,400
	59	273,900	295,600	328,500	339,200	355,600	402,800
	60	274,300	296,000	328,700	339,400	355,800	403,200
	61	274,700	296,400	328,900	339,600	356,000	403,900
	62	275,000	296,800	329,200	339,900	356,300	
	63	275,300	297,200	329,500	340,200	356,600	
	64	275,500	297,500	329,700	340,400	356,800	
	65	275,700	297,800	329,900	340,600	357,000	

別記第4 海技職俸給表（二）（第11条第4号関係）

職 員 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	66	276,000	298,200	330,200	340,900	357,300	
	67	276,300	298,600	330,500	341,200	357,600	
	68	276,500	298,900	330,700	341,400	357,800	
	69	276,700	299,200	330,900	341,600	358,000	
	70	277,000	299,500	331,200	341,800	358,300	
	71	277,200	299,800	331,500	342,000	358,600	
	72	277,400	300,100	331,700	342,200	358,800	
	73	277,700	300,400	331,900	342,600	359,000	
	74		300,700	332,200	342,800	359,300	
	75		301,000	332,500	343,100	359,600	
	76		301,200	332,700	343,400	359,800	
	77		301,400	332,900	343,600	360,000	
	78		301,700	333,200	343,900	360,300	
	79		302,000	333,500	344,200	360,600	
	80		302,200	333,700	344,400	360,800	
	81		302,400	333,900	344,600	361,000	
	82		302,700	334,200	344,900	361,300	
	83		303,000	334,400	345,200	361,600	
	84		303,200	334,600	345,400	361,800	
	85		303,400	334,900	345,600	362,000	
	86		303,700	335,200	345,900		
	87		304,000	335,400	346,200		
	88		304,200	335,700	346,400		
	89		304,400	335,900	346,600		
	90		304,600	336,100	346,800		
	91		304,900	336,400	347,100		
	92		305,200	336,700	347,300		
	93		305,400	336,900	347,600		
	94		305,700	337,200	347,900		
	95		306,000	337,400	348,200		
	96		306,200	337,700	348,400		
	97		306,400	337,900	348,600		
	98		306,600	338,100	348,900		
	99		306,800	338,300	349,200		
	100		307,100	338,500	349,400		
	101		307,400	338,900	349,600		
	102		307,700	339,100	350,000		
	103		307,900	339,300	350,200		
	104		308,100	339,600	350,400		
	105		308,400	339,900	350,600		
	106			340,100			
	107			340,400			
	108			340,700			
	109			340,900			
継 続 雇 用 職 員		219,400	234,300	236,300	258,400	287,400	317,500

別記第5 教育職俸給表（一）（第11条第5号関係）

職員 の 分 区	職務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	261,400	340,300	393,600	461,300	563,800
	2	263,600	341,900	395,300	470,100	571,100
	3	265,700	343,500	396,700	478,500	577,100
	4	267,600	345,000	398,000	486,600	582,100
	5	269,400	346,500	399,200	494,900	586,100
	6	270,900	348,100	400,200	502,600	589,100
	7	272,400	349,700	401,200	509,900	591,400
	8	273,900	351,300	402,200	516,900	593,400
	9	275,700	352,700	403,100	523,600	
	10	277,700	354,700	404,200	529,800	
	11	279,700	356,700	405,300	534,500	
	12	281,700	358,700	406,400	538,000	
	13	283,700	360,500	407,500	541,500	
	14	285,900	362,100	408,600	544,700	
	15	288,000	363,700	409,700	547,700	
	16	290,100	365,300	410,800	550,200	
	17	292,000	366,600	411,900	552,300	
	18	294,700	368,100	413,000		
	19	297,400	369,500	414,100		
	20	300,000	370,800	415,300		
	21	302,600	372,100	416,300		
	22	305,000	373,300	417,400		
	23	307,400	374,500	418,500		
	24	309,600	375,600	419,700		
	25	311,800	376,700	420,600		
	26	313,800	378,100	421,700		
	27	315,800	379,400	422,800		
	28	317,800	380,700	423,800		
	29	319,800	382,000	424,800		
	30	321,700	383,300	425,900		
	31	323,600	384,600	427,000		
	32	325,500	385,900	428,100		
	33	327,300	387,200	429,100		
	34	329,200	388,400	430,300		
	35	331,100	389,600	431,500		
	36	333,000	390,700	432,700		
	37	334,700	391,800	433,400		
	38	335,900	393,000	434,300		
	39	337,000	394,100	435,200		
	40	338,100	395,200	436,000		
	41	338,700	396,300	436,800		
	42	339,100	397,500	437,700		
	43	339,500	398,700	438,600		
	44	339,900	399,800	439,400		
	45	340,500	400,800	440,100		
	46	341,000	401,800	441,000		
	47	341,500	402,800	442,000		
	48	341,900	403,700	442,900		
	49	342,300	404,900	443,800		
	50	342,700	406,300	444,700		
	51	343,100	407,700	445,700		
	52	343,500	409,100	446,600		
	53	343,900	409,900	447,600		
	54	344,300	410,900	448,600		
	55	344,700	411,900	449,500		
	56	345,100	413,000	450,500		
	57	345,500	413,900	451,400		
	58	345,900	414,700	452,300		
	59	346,300	415,500	453,200		
	60	346,700	416,200	454,200		
	61	347,100	416,900	455,000		
	62	347,500	417,800	455,400		
	63	347,900	418,600	456,000		
	64	348,300	419,200	456,600		
継続 雇用 職員 以外	65	348,700	419,800	457,200		

別記第5 教育職俸給表（一）（第11条第5号関係）

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
の職員	66	349,100	420,200	457,900			
	67	349,500	420,500	458,200			
	68	349,900	420,800	458,800			
	69	350,300	421,100	459,200			
	70	350,800	421,400	459,500			
	71	351,200	421,600	459,800			
	72	351,600	421,900	460,100			
	73	351,900	422,100	460,400			
	74	352,400	422,400				
	75	352,800	422,700				
	76	353,200	423,000				
	77	353,600	423,200				
	78	354,100	423,400				
	79	354,600	423,700				
	80	355,100	424,000				
	81	355,600	424,200				
	82	356,300	424,500				
	83	357,000	424,800				
	84	357,700	425,100				
	85	358,300	425,300				
	86	358,900	425,600				
	87	359,500	425,900				
	88	360,100	426,100				
	89	360,600	426,300				
	90	361,000	426,600				
	91	361,400	426,900				
	92	361,800	427,100				
	93	362,200	427,300				
	94	362,600					
	95	363,100					
	96	363,500					
	97	364,100					
	98	364,600					
	99	365,000					
	100	365,500					
	101	365,900					
	102	366,400					
	103	366,700					
	104	367,100					
	105	367,600					
	106	368,000					
	107	368,500					
	108	369,000					
	109	369,400					
	110	369,900					
	111	370,300					
	112	370,700					
	113	371,100					
	114	371,500					
	115	371,900					
	116	372,300					
	117	372,700					
	118	373,100					
	119	373,500					
	120	373,900					
	121	374,200					
	122	374,600					
	123	375,100					
	124	375,400					
	125	375,800					
	126	376,300					
	127	376,800					
	128	377,200					
	129	377,600					
	継続 雇用		288,000	299,000	321,200	406,100	541,500

別記第5 教育職俸給表（一）（第11条第5号関係）

職員 の 区 分	職務 の 級 俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
職員						

別記第6 教育職俸給表（二）（第11条第6号関係）

職 員 区 分	職 務 の 級 号 俸	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	407,300	
	23	244,500	282,500	408,700	
	24	245,800	284,600	410,000	
	25	247,000	286,600	411,600	
	26	248,200	288,500	413,000	
	27	249,400	290,400	414,300	
	28	250,600	292,200	415,700	
	29	251,700	294,000	417,100	
	30	252,900	295,900	418,400	
	31	254,100	297,700	419,900	
	32	255,300	299,400	421,400	
	33	256,400	301,100	423,000	
	34	257,700	302,900	424,400	
	35	259,000	304,600	426,000	
	36	260,300	306,200	427,500	
	37	261,700	307,800	429,200	
	38	263,100	309,500	430,700	
	39	264,400	311,300	432,300	
	40	265,700	313,000	433,900	
	41	267,000	314,300	435,400	
	42	268,000	316,200	436,900	
	43	269,000	318,000	438,100	
	44	269,900	319,700	439,300	
	45	270,600	321,400	440,500	
	46	271,400	323,300	441,800	
	47	272,200	325,000	443,000	
	48	273,000	326,700	444,200	
	49	273,800	328,400	445,300	
	50	274,600	330,200	446,500	
	51	275,300	332,000	447,700	
	52	276,100	333,700	448,900	
	53	276,900	335,400	450,100	
	54	277,700	336,700	451,300	
	55	278,500	338,000	452,500	
	56	279,300	339,300	453,700	
	57	280,000	340,800	454,800	
	58	280,600	342,400	455,400	
	59	281,400	343,900	455,900	
	60	282,300	345,500	456,400	
	61	283,100	347,000	456,900	
	62	283,700	348,600		
	63	284,500	350,200		
	64	285,200	351,700		
	65	286,200	353,200		

別記第6 教育職俸給表（二）（第11条第6号関係）

職 員 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
継続 雇用 職員 以外 の職 員	66	287,000	354,800		
	67	287,800	356,400		
	68	288,500	357,900		
	69	289,200	359,400		
	70	290,000	361,000		
	71	290,800	362,600		
	72	291,500	364,100		
	73	292,200	365,600		
	74	292,900	367,200		
	75	293,600	368,800		
	76	294,200	370,300		
	77	294,800	371,800		
	78	295,500	373,200		
	79	296,200	374,600		
	80	296,800	375,900		
	81	297,400	377,200		
	82	298,100	378,600		
	83	298,800	380,000		
	84	299,500	381,300		
	85	300,200	382,400		
	86	301,000	383,800		
	87	301,700	385,100		
	88	302,400	386,400		
	89	303,100	387,600		
	90	304,000	388,900		
	91	304,800	390,000		
	92	305,600	391,200		
	93	306,100	392,400		
	94	306,900	393,500		
	95	307,700	394,700		
	96	308,500	395,900		
97	309,200	397,300			
98	310,000	398,300			
99	310,800	399,300			
100	311,500	400,300			
101	312,300	401,200			
102	313,200	402,200			
103	314,100	403,300			
104	314,900	404,400			
105	315,500	405,100			
106	316,300	406,000			
107	317,100	406,900			
108	317,900	407,800			
109	318,600	408,600			
110	319,000	409,400			
111	319,400	410,200			
112	319,900	411,000			
113	320,400	411,600			
114	320,800	412,300			
115	321,300	413,000			
116	321,700	413,700			
117	322,200	414,300			
118	322,700	414,800			
119	323,100	415,200			
120	323,600	415,500			
121	324,100	415,800			
122	324,500	416,100			
123	325,000	416,400			
124	325,500	416,600			
125	326,100	416,800			
126	326,400	417,100			
127	326,700	417,400			
128	327,000	417,600			
129	327,200	417,800			
130	327,500	418,100			
131	327,800	418,400			

別記第6 教育職俸給表（二）（第11条第6号関係）

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	132	328,000	418,600		
	133	328,200	418,800		
	134	328,400	419,100		
	135	328,600	419,400		
	136	328,900	419,600		
	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
継 続 雇 用 職 員		238,500	279,100	336,600	421,900

別記第7 医療職俸給表（第11条第7号関係）

職員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
	43	395,400	468,000	523,100		
	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		
	48	398,800	472,800	527,100		
	49	399,400	473,500	527,900		
	50	399,900	474,200	528,700		
	51	400,400	474,900	529,400		
	52	400,900	475,500	530,300		
	53	401,400	476,200	531,200		
	54	401,800	476,900	532,000		
	55	402,200	477,500	532,900		
	56	402,600	478,100	533,800		
	57	403,000	478,400	534,600		
	58	403,400	479,000	535,500		
	59	403,800	479,700	536,400		
	60	404,200	480,400	537,100		
	61	404,600	480,800	537,900		
	62	405,000	481,400	538,800		
	63	405,400	482,100	539,700		
	64	405,800	482,800	540,600		
	65	406,100	483,200	541,400		

継続
雇用
職員
以外
の職
員

66		483,800	542,300		
67		484,400	543,200		
68		484,900	544,100		
69		485,400	544,900		
70		485,900	545,800		
71		486,400	546,700		
72		486,900	547,600		
73		487,300	548,400		
74		487,800			
75		488,200			
76		488,700			
77		489,200			
78		489,800			
79		490,400			
80		490,800			
81		491,300			
82		491,900			
83		492,500			
84		493,000			
85		493,500			
86		487,800	545,800		
87		488,200	546,700		
88		488,700	547,600		
89		489,200	548,400		
90		489,800			
91		490,400			
92		490,800			
93		491,300			
94		491,900			
95		492,500			
96		493,000			
97		493,500			
繼續 雇員 職	301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

別表第8(第19条関係)
管理職手当表

俸給表	区分	役職名	職務の級	管理職手当
事務職俸給表	1種	審議役及び本部の部長	10級	139,300円
			9級	130,300円
			8級	117,500円
	2種	監査室長及び本部の部次長	7級	88,500円
	3種	本部の課長及び海技大学の部長	7級	77,400円
			6級	72,700円
	4種	海技大学の課長、海上技術学校の課長及び海上技術短期大学の課長	6級	62,300円
			6級	59,500円
			5級	93,500円
	教育職俸給表(一)	-	本部の部長及び練習船隊整備調整室長(担当部長を除く。)	-
教育職俸給表(二)	本部の部次長、安全・危機管理室長、広報室長、担当部長及び本部の課長(別に定めるものに限る。)		66,800円	
	本部の課長及び神戸分室長		86,800円	
	海技大学の校長		73,900円	
	海技大学の部長		66,800円	
	海技大学の機関訓練センター長		62,300円	
	海技大学の課長		73,900円	
	海上技術学校の校長及び海上技術短期大学の校長		65,000円	
	海上技術学校の副校長及び海上技術短期大学の副校長			

備考
この表に存在しない役職を占める職員に対しては、他の職員との均衡を考慮して理事長が決定する額を支給する。

別表第8の2(第19条第2項関係)
船員役職手当表

俸給表	区分	役職名	職務の級	船員役職手当
海技職俸給表(一)	1種	練習船の船長	7級	131,900円
			6級	124,300円
	2種	練習船の機関長	7級	106,200円
			6級	99,400円

別表第9(第36条関
管理職員特別勤務手当表

俸給表	役職名	管理職員特別勤務手当
事務職俸給表	審議役及び本部の部長	12,000円
	監査室長及び本部の部次長	10,000円
	本部の課長及び海技大学の部長	8,500円
	海技大学の課長、海上技術学校の課長 及び海上技術短期大学の課長	7,000円
教育職俸給表(一)	本部の部長及び練習船隊整備調整室長 (担当部長を除く。)	10,000円
教育職俸給表(二)	本部の部次長、安全・危機管理室長、広 報室長、担当部長及び本部の課長(別に 定めるものに限る。)	8,500円
	本部の課長及び神戸分室長	7,000円
	海技大学の校長	8,500円
	海技大学の部長	8,500円
	海技大学の機関訓練センター長	7,000円
	海技大学の課長	7,000円
	海上技術学校の校長及び海上技術短期大 学校の校長	8,500円
	海上技術学校の副校長及び海上技術短期 大学の副校長	7,000円

備考

この表に存在しない役職を占める職員に対しては、他の職員との均衡を考慮して理事長が決定する額を支給する。

別表 号俸の切替表

イ 事務職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							

111	107							
112	108							
113	109							

ロ 技能職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45

54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		

111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ 海技職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1
11	7	3	1	1	1
12	8	4	1	1	1
13	9	5	1	1	1
14	10	6	2	1	1
15	11	7	3	1	1
16	12	8	4	1	1
17	13	9	5	1	1
18	14	10	6	2	2
19	15	11	7	3	3
20	16	12	8	4	4
21	17	13	9	5	5
22	18	14	10	6	6
23	19	15	11	7	7
24	20	16	12	8	8
25	21	17	13	9	9
26	22	18	14	10	10
27	23	19	15	11	11
28	24	20	16	12	12
29	25	21	17	13	13
30	26	22	18	14	
31	27	23	19	15	
32	28	24	20	16	
33	29	25	21	17	
34	30	26	22	18	
35	31	27	23	19	
36	32	28	24	20	
37	33	29	25	21	
38	34	30	26	22	
39	35	31	27	23	
40	36	32	28	24	
41	37	33	29	25	
42	38	34	30	26	
43	39	35	31	27	
44	40	36	32	28	
45	41	37	33	29	
46	42	38	34	30	
47	43	39	35	31	
48	44	40	36	32	
49	45	41	37	33	
50	46	42	38	34	
51	47	43	39	35	
52	48	44	40	36	
53	49	45	41	37	

54	50	46	42	38	
55	51	47	43	39	
56	52	48	44	40	
57	53	49	45	41	
58	54	50	46		
59	55	51	47		
60	56	52	48		
61	57	53	49		
62	58	54	50		
63	59	55	51		
64	60	56	52		
65	61	57	53		
66	62	58	54		
67	63	59	55		
68	64	60	56		
69	65	61	57		
70	66	62	58		
71	67	63	59		
72	68	64	60		
73	69	65	61		
74	70	66			
75	71	67			
76	72	68			
77	73	69			
78	74	70			
79	75	71			
80	76	72			
81	77	73			
82	78	74			
83	79	75			
84	80	76			
85	81	77			
86	82	78			
87	83	79			
88	84	80			
89	85	81			
90	86				
91	87				
92	88				
93	89				
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				

ニ 海技職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	1級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	2	2	2	1
7	1	3	3	3	1
8	1	4	4	4	1
9	1	5	5	5	1
10	1	6	6	6	2
11	1	7	7	7	3
12	1	8	8	8	4
13	1	9	9	9	5
14	2	10	10	10	6
15	3	11	11	11	7
16	4	12	12	12	8
17	5	13	13	13	9
18	6	14	14	14	10
19	7	15	15	15	11
20	8	16	16	16	12
21	9	17	17	17	13
22	10	18	18	18	14
23	11	19	19	19	15
24	12	20	20	20	16
25	13	21	21	21	17
26	14	22	22	22	18
27	15	23	23	23	19
28	16	24	24	24	20
29	17	25	25	25	21
30	18	26	26	26	22
31	19	27	27	27	23
32	20	28	28	28	24
33	21	29	29	29	25
34	22	30	30	30	26
35	23	31	31	31	27
36	24	32	32	32	28
37	25	33	33	33	29
38	26	34	34	34	30
39	27	35	35	35	31
40	28	36	36	36	32
41	29	37	37	37	33
42	30	38	38	38	34
43	31	39	39	39	35
44	32	40	40	40	36
45	33	41	41	41	37
46	34	42	42	42	38
47	35	43	43	43	39
48	36	44	44	44	40
49	37	45	45	45	41
50	38	46	46	46	42
51	39	47	47	47	43
52	40	48	48	48	44
53	41	49	49	49	45

54	42	50	50	50	46
55	43	51	51	51	47
56	44	52	52	52	48
57	45	53	53	53	49
58	46	54	54	54	50
59	47	55	55	55	51
60	48	56	56	56	52
61	49	57	57	57	53
62	50	58	58	58	54
63	51	59	59	59	55
64	52	60	60	60	56
65	53	61	61	61	57
66	54	62	62	62	58
67	55	63	63	63	59
68	56	64	64	64	60
69	57	65	65	65	61
70	58	66	66	66	
71	59	67	67	67	
72	60	68	68	68	
73	61	69	69	69	
74	62	70	70	70	
75	63	71	71	71	
76	64	72	72	72	
77	65	73	73	73	
78	66	74	74	74	
79	67	75	75	75	
80	68	76	76	76	
81	69	77	77	77	
82	70	78	78	78	
83	71	79	79	79	
84	72	80	80	80	
85	73	81	81	81	
86		82	82	82	
87		83	83	83	
88		84	84	84	
89		85	85	85	
90		86	86		
91		87	87		
92		88	88		
93		89	89		
94		90	90		
95		91	91		
96		92	92		
97		93	93		
98		94	94		
99		95	95		
100		96	96		
101		97	97		
102		98	98		
103		99	99		
104		100	100		
105		101	101		
106		102	102		
107		103	103		
108		104	104		
109		105	105		
110		106			

111		107			
112		108			
113		109			

ホ 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	2	
24	12	8	2	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	3	
28	16	12	3	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	4	
32	20	16	4	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	5	
36	24	20	5	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	6	
40	28	24	6	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	7	
44	32	28	7	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	8	
48	36	32	8	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	9	
52	40	36	9	
53	41	37	9	

54	42	38	9	
55	43	39	10	
56	44	40	10	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	11	
60	48	44	11	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	12	
64	52	48	12	
65	53	49	12	
66	54	50	12	
67	55	51	13	
68	56	52	13	
69	57	53	13	
70	58	54	13	
71	59	55	14	
72	60	56	14	
73	61	57	14	
74	62	58	14	
75	63	59	14	
76	64	60	15	
77	65	61	15	
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			
98	86			
99	87			
100	88			
101	89			
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			

へ 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	

54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		
101		

ト 医療職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	

54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			